



全建総連発第 56-7 号

2015 年 11 月 6 日

各県連・組合殿

全国建設労働組合総連合  
中央執行委員長 三浦一男  
社会保障対策部長 松尾慎一郎  
賃金対策部長 松岡守雄  
組織部長 奈良統一

## 1. 国交省による「指導書」誤発送について

国土交通省は、2016年1月以降に建設業許可の更新期限を迎える社会保険未加入業者に対し、更新申請のタイミングを待たずに加入を促すことを目的に11月2日、全国約5万1400社の社会保険未加入業者に対し、国交相名の「指導書」を送付しました。

県連・組合におかれましても、組合員への周知と相談への対応に取り組まれていることと存じますが、昨日来、3保険に加入している、若しくは雇用保険の適用除外である事業所に「指導書」が送付されているとのご報告を頂いております。

一部業界紙でも「社会保険未加入の許可業者に送付したつもりの指導書が、加入業者に誤って送付されていた」と報じられており、事実関係と今後の対応について国交省建設業課に確認しました。

- 社会保険と建設業許可の両担当部局のデータ照合の際、誤ってチェックされた事例があったが、現時点では原因や詳細が把握できていない
- 営業所で建設業許可を取得し、本店で保険加入している場合も両データが一致せず送付対象となっていた
- 雇用保険未加入の指導は、雇用人数が把握できていないなかで、加入促進の観点から雇用保険の設置届の無いすべての事業所を対象とした

また、健保適用除外事業所に通知がされていた事例については、厚労省が把握している厚生年金保険加入の有無で判断しており、厚生年金に加入していれば健康保険に加入若しくは適用除外を受けて建設国保等に加入しているとの判断から、本来「指導書」の対象となっていないため、別の原因による誤送付との説明を受けました。

組合員にとって適切な保険に加入しているにもかかわらず、行政処分を前提とした「個別指導書」が送付されたことに不安も広がっており、今後の対応として「理由書」提出や「指導書」の取り消し、文書の発送などを要請しました。

国交省は、この「指導書」により直ちに行政処分ではなく、許可更新時など行政窓口での2回目以降の「指導」対応の際に、加入状況の確認を正しく行うことで対応したいとの回答で、何らかの文書については検討したいとのことでした。全建総連として引き続き、国交省建設業課に対応を求めていきます。

既加入者は破棄を 国交省

# 保険加入指導書 一部に誤送付

国土交通省が、2日付で一部送付した社会保険加入指導書」を受け取った建設会社の中に、既に加入済みの企業が相当数含まれていることが分かった。未加入業者を洗い出す建設業許可部局と社会保険担当部局のデータ整合過程で、加入者とみなす条件を厳しくしたことなどが要因となる。

国交省では既加入者に対して、「不愉快な思いをさせてしまい誠に申し訳ない。指導書の破棄をお願いします」とコメント。加入者リストに明記するため、「お手数をお掛けするが、できれば専用封筒番号をお伝えいただきたま」としている。

指導書は、2016年1月以降に建設業許可の更新期限を迎える3業種（健康、厚生年金、雇用）の加入未確認業者約5・1万社に送付した。5口までに「既に加入している」などのフレーズが半数程度で寄せられたという。

建設業の社会保険未加入対策が義務であることを踏まえ、加入未確認業者の検定を始めたところ。データ整合リストと厚生労働省の加入者リストを照らし合わせた結果では、国交省の許可業者リストに厚生労働省の加入者を受け取った厚労省は、5項目中3項目が合致すれば加入者とみなす予定だったが、該当する複数の事業者がリストするケイスなどもあつたため、検査項目を4に増やしたところ。そこで、例えば、代表者が交代していった場合、5項目中の代表者氏名（厚労）」「同方ナ」の2項目が一致せず、すべて加入未確認業者とみなされる。建設業許可の本社と社会保険の登録事業所が、会社と代表者の自宅になっていたりなど、所在地が違うケースなども想定される。

問い合わせは、国交省土地

100社超に誤送付  
国交省破棄を依頼  
国土交通省は16日、16

年1月以降に建設業許  
の更新期限を迎える社会  
保険未加入業者約1万1  
400社に2日付で送付  
した加入促進大臣名の  
行政指導書について、送  
付先に多数の加入済み業  
者が含まれていたとして  
て、加入業者に指導書の  
破棄を依頼した。

指導書の送付先を絞り  
込むため、18月に行う  
た未加入業者の確認で、  
同省の大蔵許可・都道府  
県知事許可業者アーティ  
厚生労働省の社保加入企  
況アーティを照らし合わせ  
た際に行き違いや重じた  
のが原因で、多数の加入  
済み業者が送付先に含まれ  
てしまつたという。

5日までに確認された  
加入済み業者は100  
社以上に上り、指導  
書が届いた加入済み業  
者から国交省に電話が殺  
到。加入義務がある3保  
用 厚生年金保険の加入済  
み業者からの問い合わせ  
が多くつた。

国交省は、誤って指導  
書を送付した加入済み業  
者に対してこれを無効と  
して破棄を依頼した。